

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 53 号）の概要

1 改正の背景

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 41 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成 19 年総務省令第 98 号）について所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の概要

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に係る業務方法書に記載すべき事項に郵便局ネットワークの維持の支援に関する業務に関する事項を追加するとともに、郵便局ネットワーク支援勘定に係る貸借対照表等の様式を定める等所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

改正法附則第 1 条第 1 号の施行の日（平成 30 年 8 月 20 日）